

## バーゼル委員会と FSB の今後の取り組み

小立 敬、磯部 昌吾

### ■ 要 約 ■

1. 2010年11月11、12日に開催されるG20ソウル・サミットを前に、10月19日にバーゼル委員会がソウルで会合を開催し、その翌日には金融安定理事会（FSB）が同地で会合を開催した。
2. バーゼル委員会はプレスリリースで、バーゼルⅢの最終化に向けた作業を行ったと述べ、バーゼルⅢの策定が最終的な局面に入ったことを窺わせた。2010年末までに、自己資本、流動性規制について詳細な規則文書を公表するほか、いわゆるゴーンコンサーンのコンティンジェント・キャピタルの提案を確定させることなどの方針を表明した。
3. また、バーゼル委員会は、金融危機への対応に関する報告書を策定し、これまでに検討してきた包括的な規制改革の取り組みを整理するとともに、バーゼル委員会の今後の方針として、タイムリーかつ十分な規制の適用と厳格な監督をフォローアップしていく姿勢を明らかにした。
4. 一方、FSBは会合において、G20ソウル・サミットを前に金融規制改革の主要な項目を話し合った模様である。①バーゼル委員会によるグローバルな銀行の自己資本、流動性規制の支持、②SIFIsへの対処の枠組みの合意、③金融監督の強度と実効性に関する勧告の承認、④OTCデリバティブのCCPと取引報告に関する勧告の承認、⑤格付機関が発行する格付けへの依存を引き下げる原則の承認を行ったことを明らかにした。

### I ソウル・サミットを前にしたバーゼル委員会、FSBの会合

2010年11月11、12日に韓国ソウルで開催されるG20サミットでは、バーゼル銀行監督委員会が2009年12月に提案した、自己資本、流動性、レバレッジを含む包括的な銀行規制改革パッケージ（バーゼルⅢ）の枠組みについて合意が図られる見通しである。また、金融機関が大きすぎると破綻させられないという金融危機で認識されたトゥー・ビッグ・トゥ・フェイル（TBTF）の問題に対処するため、システム上重要な金融機関（Systemically Important Financial Institutions; SIFIs）への対処についてもサミットの重要な議題となる見込みである。10月22、23日にはソウル・サミットの準備会合として、韓国

の慶州で G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されている。

こうした中、10月19日にバーゼル委員会の会合がソウルで開催された。また、20日には、各国金融当局やバーゼル委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）、国際会計基準審議会（IASB）等の国際的な基準設定者の間のコーディネーターとしての役割を担う金融安定理事会（FSB）の会合もソウルで開催された。バーゼル委員会および FSB の会合は、バーゼルⅢもしくはその他の改革を含む国際的な金融制度改革の進捗をレビューするとともに、今後の検討や取り組みの方向性、スケジュールを明らかにした。

## Ⅱ バーゼル委員会の今後の取り組み

19日の会合の結果としてバーゼル委員会が公表したプレスリリースは、バーゼルⅢの最終化に向けた作業を行ったと述べており、バーゼルⅢの確定に向けて最終的な局面に入ったことを窺わせる。バーゼルⅢについては、2010年9月に自己資本比率の水準調整（calibration）の決定と、2013年1月から2019年1月までの期間におけるバーゼルⅢの段階的な実施の方法を既に明らかにしている<sup>1</sup>。バーゼル委員会は今回の会合において、バーゼルⅢに関して合意に至った項目として以下の点を挙げている。

- ❖ 流動性カバレッジ比率（LCR）の主要な詳細事項に関して合意。また、LCR および ネット安定調達比率（NSFR）に観察期間を設置し、（銀行の調達構造やビジネス・モデルに対する）意図せざる影響に対処するための見直しに関する条項を手当て
- ❖ 2010年8月に市中協議文書が公表されたいわゆるゴーンコンサーンのコンテンツジェント・キャピタルは、2010年末までに確定<sup>2</sup>
- ❖ バーゼル委員会の新たな文書として、「規制資本の最低水準と資本バッファの調整：トップダウンアプローチ」の公表に合意<sup>3</sup>
- ❖ 自己資本、流動性規制に関する詳細な規則文書を2010年末までに公表<sup>4</sup>

また、バーゼル委員会は、10月22、23日に開催された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に向けてバーゼル委員会による金融危機への対応に関する報告書を策定した<sup>5</sup>。報告書では、ミクロ・プルーデンス（自己資本、流動性、リスク管理および監督、市場規律）、マクロ・プルーデンス（プロシクリカリティへの対処、システムック・リスクおよび相互連関性）の観点から、バーゼル委員会が検討してきた包括的な規制改革の取り組みについて整理をしている。さらに報告書は、バーゼル委員会の今後の取り組みとして、銀行の信頼性を向上させるための重要分野における取り組みを継続していくとともに、次のステッ

<sup>1</sup> 小立敬「バーゼルⅢの自己資本比率の水準決定」『野村資本市場クォーターリー』2010年秋号を参照。

<sup>2</sup> 小立敬「大手銀行の資本の損失吸収性の向上に関するバーゼル委員会の提案」『野村資本市場クォーターリー』2010年秋号を参照。

<sup>3</sup> BCBS, “Calibrating regulatory minimum requirements and capital buffers: a top-down approach,” October 27, 2010 を参照。

<sup>4</sup> 2010年末までに包括的な定量的影響度調査（QIS）の結果も公表される。

<sup>5</sup> BCBS, “The Basel Committee’s response to the financial crisis: report to the G20,” October 19, 2010 を参照。

プとして、タイムリーかつ完全な規制の適用と厳格な監督をフォローアップしていく方針を示した。バーゼル委員会は、今後の取り組みとして次を掲げている。

**(1) トレーディング勘定の基礎的なレビュー**

バーゼル 2.5（トレーディング勘定等におけるマーケット・リスクの枠組みの見直し）の取り組みに加えて、①バンキング勘定とトレーディング勘定の明確な区分けを維持すべきかどうか、②トレーディング業務をどのように定義するか、③トレーディング勘定のマーケット・リスクなどを規制資本によってどのように捕捉するのかといった点を含む、トレーディング勘定の枠組みに関する基礎的なレビューを 2011 年末までに完了。

**(2) 格付け、証券化**

2011 年末までに、①証券化に係る定量保有義務のレビューとその意義の評価、②外部格付け依存のインセンティブの削減を図る証券化に係る規制資本を算定するためのアプローチのレビュー、③証券化エクスポージャーの情報を保有していない場合の自己資本からのエクスポージャーの控除に関する追加的なガイダンスが必要かどうかの評価を完了。

**(3) SIFIs への対応**

グローバル・レベルで SIFIs を評価するための量的・質的な指標を含む暫定的な手法を 2010 年末までに策定。グローバルな SIFIs（G-SIFIs）が備えるべき追加的な損失吸収性の重要性に関する調査を 2011 年央までに完了。

**(4) コンティンジェント・キャピタル**

様々なゴーイングコンサーンのコンティンジェント・キャピタルの損失吸収性に関する評価を 2011 年央までに完了。

**(5) 大規模エクスポージャー**

SIFIs のソルベンシー（支払い能力）の脆弱化が他の金融機関および金融システムに与える影響を考慮し、大規模エクスポージャーに関する規制の見直しに着手。

**(6) クロスボーダーの銀行の破綻処理**

バーゼル委員会のクロスボーダー銀行破綻処理グループの報告書に基づき検討を継続。金融機関の危機管理および破綻処理のための将来的な必要性に対処することを目的とする取り組みの中で、各国当局を支援するべく法律上、政策上の変化の相違を評価。

### (7) 銀行監督のためのコア・プリンシプルの見直し

各国の監督システムの質の評価のベンチマークなどとして利用される「実効的な銀行監督に関するコア・プリンシプル」（2006年改定）を2011年初までに改定。

### (8) 規制の適用

2011年は規制およびガイダンスの実施のモニタリングおよび評価に焦点。特に、金融危機の結果として欠陥が指摘された分野（流動性やストレス・テストを含む）を重点的に実施。効率的で一貫性のある柔軟な規制の実施を促すべく、必要に応じてガイダンスを策定。規制の適用に関する試験的なレビューを2011年に実施。

## III FSBの今後の取り組み

2010年6月に開催されたトロント・サミットを受けて、FSBは、ソウル・サミットまでにSIFIsに関する課題の実効的な対処、破綻処理に関する具体的な政策提案（最終報告書）を策定することが求められている。また、FSBは、IMFと協議の上、監督当局の権限、能力、資源、並びに早期介入を含め、積極的にリスクを特定・対処するために採用されるべき権能に関して監督を強化する勧告を策定することになっている。

20日に開催されたFSBの会合では、ソウル・サミットを前に金融規制改革の主要な項目が話し合われた模様である。FSBは、そのプレスリリースにおいて、①バーゼル委員会によるグローバルな銀行の自己資本、流動性規制を支持したこと、②SIFIsへの対処の枠組みに合意したこと、③金融監督の強度と実効性に関する勧告を承認したこと、④OTCデリバティブにおける中央清算機関（CCP）と取引報告に関する勧告を承認したこと、⑤格付機関が発行する格付けへの依存を引き下げる原則を承認したことを明らかにしている<sup>6</sup>。また、今回の会合では、金融規制改革のアジェンダとして、会計基準のコンバージェンスなども議論されたことが述べられている。

### (1) SIFIsへの対処

FSBは、SIFIsに係るTBTFの問題に対処するための政策的な枠組み、検討のプロセスとスケジュールに関して、G20首脳がソウル・サミットで合意を図るための勧告を承認した。また、G-SIFIsに対する各国の政策措置の実効性および一貫性について、FSBのピア・レビュー・カウンシルによってレビューを将来的に実施する方針を示した。FSBが示すSIFIsの枠組みは、各国・地域に対して以下を要請。

- 金融システムの混乱を避け、納税者の支援を回避し、各国レベルのSIFIsまたはG-SIFIsを破綻処理できる能力
- SIFIs、当初は特にG-SIFIsは、グローバルな金融システムに与えるより大きなリスクを反映して、より高い損失吸収能力を保有

<sup>6</sup> FSB Press release, “Financial Stability Board meets in Seoul,” October 20, 2010 を参照。

- 追加的なプルーデンス規制その他の規制は、SIFIs の破綻の可能性と影響を削減するものであること
- SIFIs に対する強力な監督
- OTC デリバティブ市場における CCP を含む頑健でコアな市場インフラの基準の改訂

## (2) 監督の強度、実効性の改善

FSB は、金融監督の強度と実効性を向上するため、以下を含む勧告を承認。

- 監督当局は明確な権限、十分な独立性、適切な資源を保有
- 効果的な早期介入に必要な一連の権限を監督当局に付与
- 金融機関や金融システムの複雑性を反映した監督基準の改善
- 監督レジームの頻繁な評価の実施

## (3) OTC デリバティブの CCP、取引報告

G20 首脳によるコミットメントの実施を促すため、FSB は以下の勧告を含む OTC デリバティブの CCP、取引報告に関する報告書を承認。

- 標準化された市場の割合の拡大
- ①強制的に清算を要求する規制の適用、②CCP の監督・規制の強化、③集中清算されない市場を対象にした厳格なリスク管理規制の導入によって、OTC デリバティブを CCP に移行
- 取引所または電子取引プラットフォームでの取引（2011 年 1 月までに IOSCO が分析）
- OTC デリバティブ取引の取引情報機関への報告

## (4) 格付け依存の引き下げ

FSB は監督当局や金融機関による格付け依存を引き下げるための原則を承認した。当該原則は、①銀行のプルーデンス監督、②運用会社および機関投資家の投資基準、③中央銀行のオペレーション、④市場におけるマージンの要件、⑤証券発行者のディスクロージャー規則を対象とする。FSB は、格付けに起因するプロシクリカリティを削減するための原則として、以下を提示。

- 法律・規制における格付機関が発行する格付けの参照を取り除き、可能であれば、適切なクレジット価値評価に関する代替基準を提示
- 銀行、市場参加者、機関投資家が格付機関の格付けのみにまたは格付けに機械的に依存することなく、自らクレジット評価を行うことを期待

## (5) 会計基準のコンバージェンス

FSB は、①金融資産の減損、②非認識、③公正価値会計における価値評価の不確実

性への対処、④金融商品のネッティングに関する分野において、会計基準のコンバージェンスの進展があることを認識するとともに、FSBは貸出に対して公正価値評価を適用することには慎重な姿勢を表明。FSBは、2011年6月までにIASBとFASBの間の金融商品の会計基準のコンバージェンスを要求。